

大阪広域環境施設組合

## 種目一覧

－工事請負用－

### 1. 種目登録

大阪市に承認されている種目（「修繕」を除く）が、大阪広域環境施設組合に登録されます（大阪広域環境施設組合での種目登録は不要です）。なお、「修繕」については大阪広域環境施設組合独自で受付・承認を行います。

登録種目							
010	土木一式工事	070	屋根工事	140	しゅんせつ工事	220	電気通信工事
011	プレストレスト コンクリート工事	080	電気工事	150	板金工事	230	造園工事
020	建築一式工事	090	管工事	160	ガラス工事	240	さく井工事
030	大工工事	100	タイル・れんが・ ブロック工事	170	塗装工事	250	建具工事
040	左官工事	110	鋼構造物工事	180	防水工事	260	水道施設工事
050	とび・土工・コン クリート工事	111	鋼橋上部工事	190	内装仕上工事	270	消防施設工事
051	法面処理工事	120	鉄筋工事	200	機械器具設置工事	280	清掃施設工事
060	石工事	130	舗装工事	210	熱絶縁工事	290	解体工事
—	修繕						

## 2. 工事種目

大阪広域環境施設組合の工事請負は、「登録種目」(32 種目)を細分化した次表の「工事種目」(48 種目)に基づき、発注します。

登録種目	工事種目	希望種目	工事の内容	例示
010 土木一式 工事	01 土木工事	土木工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事	配水管布設工事、下水管渠築造工事、橋梁下部工事、土壌汚染対策工事、整地工事、護岸工事、海上土木工事
	07B ピーシー桁工事	—	ピーシー桁を設置する工事	橋梁の製作・架設・床版補強工、主桁補修工、橋梁耐震対策工事
	14A 体育施設工事	—	グラウンド等の新設又は改修工事	運動場整備工事
	14B 管更生工事	—	下水管渠等の更生工事	下水管渠等更生工事
	14H レール溶接工事	—	レール溶接を行う工事	レール溶接工事
	14I 土木構造物補修・ライニング工事	—	コンクリート構造物等の補修を行う工事	コンクリート構造物補修工事
011 プレストレストコンクリート工事	07B ピーシー桁工事	—	ピーシー桁を設置する工事	橋梁の製作・架設・床版補強工、主桁補修工、橋梁耐震対策工事
020 建築一式 工事	02A 建築工事	建築工事	建築物を建設又は補修する工事	学校建設(改修)工事、市営住宅建設工事
	02B プレハブ工事	—	プレハブ材を用いて施工する建築工事	各所学校仮設校舎設置工事、仮設建物設置工事
030 大工工事	15A 大工工事	—	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事
040 左官工事	15B 左官工事	—	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事
050 とび・土 工・コンク リート工 事	02C 解体工事 (経過措置)注	解体工事	工作物を解体する工事	工作物の解体撤去工事
	13A 交通安全施設工事	—	道路等に付帯する交通標識、交通安全対策用の防護柵、防音壁等を施工する工事	道路標識設置工事、防護柵設置工事、防音壁設置工事
	13B 防球ネットフェンス工事	防球ネットフェンス工事	防球ネット、金網フェンス等を施工する工事	公園防球柵整備工事、フェンス補修工事
	13C サイン工事	—	公園等に案内標示を設置する	案内標示整備工事、サイン整備工

					工事	事
		13D	遊具工事	—	公園、グラウンド等に遊具等を設置する工事	公園遊具新設工事、遊具緊急小補修工事
		13E	とび・土工・コンクリート工事	—	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事
		14C	テント工事	—	テントの設置、改修する工事	テント改修工事
051	法面処理工事	13E	とび・土工・コンクリート工事	—	法面処理工事	法面処理工事
060	石工事	14D	石工事	—	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	顕彰碑設置工事、慰霊碑築造工事
070	屋根工事	15C	屋根工事	—	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根工事
080	電気工事	04	電気工事	電気工事	屋内電気、受変電、送配電設備等の電気工作物を設置する工事	建築電気設備工事、道路照明灯・公園灯設置工事
		09B	上下水道施設工事	—	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道の処理設備を設置する工事	上下水道施設プラント電気設備工事
090	管工事	05	給排水衛生冷暖房工事	給排水衛生冷暖房工事	給排水、衛生、冷暖房、空気調和等のための設備を設置する工事	建築給排水衛生設備工事、冷暖房機械設備工事、空気調和設備工事、給排水管改修工事
		14E	噴水・流れ設備工事	—	公園等の噴水・流れ設備の施工、改修する工事	噴水設備工事、公園池流れ設備工事
100	タイル・れんが・ブロック工事	14F	築炉工事	—	焼却炉及びそれらに付随する焼却設備の製作据付、改修する工事	各所斎場火葬設備工事、各所斎場棺台車補修工事
		15D	タイル・れんが・ブロック工事	—	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	タイル・れんが・ブロック工事
110	鋼構造物工事	07A	鋼桁工事	—	鋼材の加工又は組上げにより橋梁上部を構築する工事	橋梁の製作・架設・耐震対策・桁補修工事、歩道橋工事、地下鉄高架構造物改良工事
		13C	サイン工事	—	公園、駅等に案内標示を設置する工事	案内標示整備工事、サイン整備工事

		14C	テント工事	—	テントの設置、改修する工事	テント改修工事
		14G	水門・門扉工事	—	鋼材の加工又は組上げにより水門・門扉を製作及び据付ける工事	防潮鉄扉補修工事、水門改良工事
		15E	鋼構造物工事	—	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鋼構造物工事
111	鋼橋上部工事	07A	鋼桁工事	—	鋼材の加工又は組上げにより橋梁上部を構築する工事	橋梁の製作・架設・耐震対策・桁補修工事、歩道橋工事、高架構造物改良工事
120	鉄筋工事	14H	レール溶接工事	—	レール溶接を行う工事	レール溶接工事
		15F	鉄筋工事	—	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋工事
130	舗装工事	03	舗装工事	舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	道路維持修繕工事、道路築造工事、舗装補修工事、舗装道復旧工事、道路改良工事、電線共同溝設置工事
		14A	体育施設工事	—	グラウンド、コート等の新設又は改修工事	庭球場整備工事、競技場フィールド整備工事
140	しゅんせつ工事	08	しゅんせつ工事	—	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	河川、港湾等のしゅんせつ工事
150	板金工事	15G	板金工事	—	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金工事
160	ガラス工事	15H	ガラス工事	—	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス工事
170	塗装工事	11A	塗装工事	塗装工事	塗装、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	橋、外壁等の塗装工事
		13A	交通安全施設工事	—	道路等、区画線を設置する工事	区画線設置工事
		14I	土木構造物補修・ライニング工事	—	コンクリート構造物等の防食・補修を行う工事	ライニング工事
180	防水工事	11B	防水工事	防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	屋上防水工事
190	内装仕上工事	12	たたみ工事	—	たたみを用いて建築物の内装仕上げを行う工事	各所住宅畳工事、各所住宅畳表替工事

		13C	サイン工事	—	屋内案内標示を設置する工事	サイン整備工事
		15I	内装仕上工事	—	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	内装仕上工事
200	機械器具設置工事	09A	昇降機設置工事	—	昇降機等の製作及び据付ける工事	昇降機設備工事、エスカレーター設備工事
		09B	上下水道施設工事	—	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道の処理設備を設置する工事	上下水道施設プラント設備工事、浄水場ろ過池ろ層整備工事
		09D	機械器具設置工事	—	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	ポンプ設備工事、ろ過装置設置工事、クレーン設備整備工事、換気設備工事、舞台機構設備工事、冷凍機製作据付工事、書類搬送設備工事、機械式駐車設備工事
210	熱絶縁工事	14J	熱絶縁工事	—	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷蔵庫防熱扉改修工事
220	電気通信工事	10	電気通信工事	—	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電話設備工事、通信設備工事、監視録画装置設置工事、音響映像設備工事、道路情報板工事、テレビ電波受信障害対策工事、遠方監視装置設置工事、駐車料金・管制システム設置工事
230	造園工事	06	造園工事	造園工事	樹木の植栽、景石のすえ付け、園路広場及び休養施設等を設置し公園・緑地等を築造する工事	植栽工事、街路樹維持工事、公園新設工事、公園整備（改修）工事
		13D	遊具工事	—	公園、グラウンド等に遊具等を設置する工事	公園遊具新設工事、遊具緊急小補修工事
		14A	体育施設工事	—	グラウンド等の新設又は改修工事	運動場公園整備工事
		14E	噴水・流れ設備工事	—	公園等の噴水・流れ設備の施工、改修する工事	噴水設備工事、公園池流れ設備工事
240	さく井工事	14K	さく井工事	—	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備等を行う工事	さく井工事
250	建具工事	14L	建具工事	—	工作物に木製又は金属製の建	防火戸改修工事、サッシ、シャツ

					具等を取付ける工事	ター改修工事、自動扉設置工事
260	水道施設 工事	07C	鋼管工事	—	鋼管の製作並びに据付する工 事	鋼管製作並びに据付工事
		09B	上下水道施設工 事	—	上水道、工業用水道等のための 取水、浄水、配水等の施設を築 造する工事又は公共下水道の 処理設備を設置する工事	上下水道施設プラント設備工事、 浄水場ろ過池ろ層整備工事
270	消防施設 工事	09E	消防施設工事	—	火災警報設備、消火設備、避難 設備若しくは消火活動に必要 な設備を設置し、又は工作物に 取付ける工事	消火設備改修工事、自動火災報知 設備設置工事
280	清掃施設 工事	09C	清掃施設工事	—	ごみ処理施設を設置する工事	ごみ焼却工場の焼却設備工事
290	解体工事	02C	解体工事		工作物を解体する工事	工作物の解体撤去工事
—	修繕	—	修繕	—		建物修繕、少額修繕、緊急修繕

注)「経過措置」とは、建設業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第55号)附則第3条第1項に規定する経過措置を指します。  
令和元年6月1日以降は、とび・土工事業では解体工事を受注することはできません。

(工事請負関係のご注意)

- ・「修繕」の項目については大阪広域環境施設組合独自で受付・承認を行います。「修繕」の項目を登録されると、本組合における少額・緊急修繕等の見積り合わせを行うにあたって、工事請負の登録種目の範囲内で修繕の項目に登録されている方を優先的に業者選定いたします。

### 3. 希望種目

「工事種目」のうち10種目（次表参照）については、大阪市への「希望種目」の登録がなければ、大阪広域環境施設組合の入札に参加することができません。

「希望種目」	「工事種目」		「登録種目」		登録に対する制限
土木工事	01	土木工事	010	土木一式工事	これら3種目から、2種目まで登録可能です。
建築工事	02A	建築工事	020	建築一式工事	
舗装工事	03	舗装工事	130	舗装工事	
電気工事	04	電気工事	080	電気工事	これらの種目から、1種目を登録できます。
給排水衛生冷暖房工事	05	給排水衛生冷暖房工事	090	管工事	
造園工事	06	造園工事	230	造園工事	
解体工事	02C	解体工事（経過措置） <sup>注</sup>	050	とび・土工・コンクリート工事	
	02C	解体工事	290	解体工事	
防球ネットフェンス工事	13B	防球ネットフェンス工事	050	とび・土工・コンクリート工事	
塗装工事	11A	塗装工事	170	塗装工事	
防水工事	11B	防水工事	180	防水工事	

注)「経過措置」とは、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）附則第3条第1項に規定する経過措置を指します。  
令和元年6月1日以降は、とび・土工事業では解体工事を受注することはできません。

#### 「希望種目」の登録について

上記記載の「工事種目」（10種目）については、大阪市への「希望種目」の登録がなければ、大阪広域環境施設組合の入札に参加することができません。ただし、特殊な工事等で入札参加者が少ないことが見込まれる案件については、「希望種目」の登録が無い業者であっても入札に参加できます。

「希望種目」の登録には制限があり、原則1種目のみが登録できます。（01土木工事、02A建築工事、03舗装工事の3種目間では2種目まで登録できます。）

#### 「希望種目」登録が行えるパターン（下記記載のうちどれかに登録できます。）

「土木工事」・「建築工事」・「舗装工事」・「電気工事」・「給排水衛生冷暖房工事」・「造園工事」・「解体工事」・  
 「防球ネットフェンス工事」・「塗装工事」・「防水工事」・「土木工事と建築工事」・「土木工事と舗装工事」・  
 「建築工事と舗装工事」